



こんなトラブル事例が消費生活センターに 寄せられています！

トラブルの類型を
知り、巻き込まれな
いようにしましょう
詳細はこちら→



通信販売のトラブル

「一回だけの購入のつもりが
定期購入になっていた」、「代金を
振り込んだのに商品が届かない」
等の相談が増えています。



対処法

通信販売はクーリング・オフの対象外です！

●インターネット通販では広告表示を
うのみにせず、注文する際に必ず「最終確
認画面(契約条件が記載されている画面)」
で、定期購入が条件となっていないか、
購入回数に指定(縛り)がないか、2回目
以降の代金等の販売条件・解約の条件等
を確認しましょう。また、最終確認画面は
スクリーンショット(スクショ)を撮って保存
する習慣を付けましょう。

●トラブルが寄せられる通販サイトでは、
・ブランド品やメーカー品が通常価格より
著しく安い
・サイト内の説明が不自然な日本語
・支払い方法が限定されていて振込先の
金融機関口座の名義が個人名
等の特徴があります。少しでも怪しいと
感じたら注文をしないようにしましょう。

点検商法のトラブル

「近くで工事をしている。お宅の傷んだ屋根
が見えた」、「給湯器の点検に来た」等と主に
家屋に関する点検を装って
突然訪問し、不安感を
あおって不要な修理
や交換を迫ります。



対処法

突然訪問してくる業者を自宅に入れる
必要はありません！

●契約を急がされてもその場で決めず、
家族や知人に相談しましょう。また、住宅
修理等の高額な契約は、複数社から見積
もりを取り、家族で十分に検討しましょう。

《点検商法の口実は多様化》

・屋根、給湯器、分電盤、汚水枡(ます)、
アンテナ、耐震診断等

《きっかけは共通》

・突然の訪問、低価格を強調したチラシ
・実在する事業者・公的機関をかたった
電話等

防犯の観点からインターフォン越しに対応
をしましょう。

レスキュー商法のトラブル

「インターネット広告を見て、害虫駆除を依
頼したら(他にトイレの詰まり、ロードサー
ビス、鍵の解錠等も)広告より
も高額な料金を請求された」
等の相談が寄せられています。



対処法

必ずしも広告表示の料金で依頼できるとは限
りません！

●料金やサービス内容に納得できない場合は、
きっぱりと契約を断りましょう。普段から急を
要するトラブルに備え、安心して依頼できる事
業者の情報を集めておきましょう。

儲け話のトラブル

投資や副業といった儲け話
をきっかけにしたトラブル
の相談が寄せられています。



対処法

「必ず」「確実」「楽して」「簡単」等の儲け話は
世の中にありません！

●このような話を聞いたら、まず疑いましょう。
●儲け話の勧誘者に支払ったお金は戻って
きません。新たにクレジットカードを作ったり、
借金してまで契約してはいけません。